

平成 2 9 年度

定期監査結果報告書

平成 3 0 年 3 月

荒川区監査委員

29 荒監第 193 号

平成30年3月29日

荒 川 区 長
荒 川 区 議 会 議 長 殿
荒 川 区 教 育 委 員 会
荒川区選挙管理委員会

荒川区監査委員 岩下 嘉之
同 小川 秀行
同 北城 貞治

平成29年度定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した平成29年度定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、今回の監査に際して、志村博司前監査委員は平成29年5月30日まで関与し、北城貞治監査委員は同年5月31日から関与しました。

第1 監査実施期間

平成29年4月7日から同年12月8日まで

なお、監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表1及び2のとおりである。

第2 監査対象部局

総務企画部、区政広報部、管理部、区民生活部、地域文化スポーツ部、産業経済部、環境清掃部、福祉部、健康部、子育て支援部、防災都市づくり部、会計管理部、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会事務局、小学校、中学校、幼稚園

第3 監査の範囲及び監査の観点

1 範囲

主として、平成28年度の事務事業に係る歳入歳出全般の執行状況及び財産の管理状況を監査の範囲とした。

なお、学校徴収金は保護者が負担する私費会計であり、地方自治法の定める「公費会計」に当たらない。しかし、教育委員会は、「荒川区教育委員会学校徴収金事務取扱規程」を平成22年3月に制定し、学校長に対して教育委員会が指導助言していることから、学校徴収金を監査の範囲に含めた。

2 観点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、以下の観点等に基づき、監査を実施した。

- (1) 歳入歳出予算の執行は適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 物品管理は適正に行われているか。
- (4) 財産管理は適正に行われているか。
- (5) 事務及び事業の執行並びに管理運営が適正かつ能率的に行われているか。

第4 監査の方法

監査対象課（室、館、局、学校等）から提出された監査資料による説明を聴取するとともに、収入支出、契約、補助金交付、公有財産管理、旅費及び時間外勤務手当等支給等の財務事務並びに個別の事務事業について、関係書類を調査し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第5 監査の結果

監査を行った結果、歳入歳出全般の執行状況及び財産の管理状況はおおむね適正なものと認められた。

しかし、次に示すような事務処理に改善を要する事例が一部には見受けられたので、関係所管課に対し、口頭により、その改善を要望した。

なお、本報告書に記載するに至らない軽易な事項については、その都度注意した。

1 事務処理に改善を要する事例

(1) 文書事務に関して

ア 事案決定において必要な協議が行われていない

- 財政課に協議が必要な補助金の申請案件で、協議をしていないものがあった。

イ 事案決定権者が適正でない

- 1件 500万円以上の歳入調定は、部長決定であるが、課長決定のものがあった。

(2) 契約事務に関して

ア 仕様書の記載内容が適正でない

- 業務委託契約で、仕様書に従事者の人数を指示しているものがあった。
- 仕様書に積算予定額が記載されているものがあった。

イ 仕様書に規定された事項の履行確認ができない

- 管理業務委託契約の仕様書で、その業務を行うに当たって、従事者の資格の有無を確認できないものがあった。

ウ 見積書の徴取が適正でない

- 予定価格が10万円を超える物品購入等の契約で、複数業者から見積書を徴取していないものがあった。

エ 契約書、仕様書に規定された書類が提出されていない

- 業務委託契約等で、業務報告書や業務責任者届等の書類が提出されていないものがあった。
- 業務委託契約等で、個人情報保護に関する誓約書等の書類が提出されていないものがあった。
- 業務を行うに当たって、資格証の写し等を提出させることになっているが、提出されていないものがあった。

オ 再委託の手続をしていない

- 管理業務等において、業務の一部を第三者に委託する際、協議を行っていないものがあつた。

カ 雇用契約が明確でない

- 臨時職員の雇用に当たって、従事者との雇用関係を示す書類が確認できないものがあつた。

キ 履行確認が不十分

- 制作委託業務等で、納品物の検査が不十分なものがあつた。

ク 関係書類が整っていない

- 完了届に社印、代表者印が押印されていないものがあつた。

ケ 支出負担行為者を選ぶ際の判断が不明確

- 委託料について、附合契約に準ずる契約としての判断がないまま所管の課長が支出負担行為者となっている。

コ 契約に必要な手続が不十分

- 契約に当たり、機種選定委員会に付議をしていないものがあつた。

(3) 支出事務に関して

ア 交際費の管理が適正でない

- 交際費において前渡金の管理が適正でないもの、また、支払い証明書の根拠資料が不十分なものがあつた。

(4) 補助金事務に関して

ア 申請等の手続が適正でない

- 補助対象事業の着手後に、申請書が提出されている。また、補助金交付決定者が副区長であるが、部長決定のものがあつた。

イ 報告書の提出が遅れている

- 事業完了後、実績報告書の提出が、数か月後となっているものがあつた。

ウ 予算の執行手続が適正でない

- 国庫補助金の特定財源を伴う事業において、歳入がないまま歳出予算の執行が行われ、このことについて文書での決定行為がされていないものがあつた。

エ 認定が適正に行われていない

- 補助対象者の認定について、誤った認定をしているものがあつた。

オ 補助金の確定手続が適正でない

- 補助金の額の確定処理が翌年度になっており、財政課協議も行っていない

ものがあった。

(5) 現金出納簿、物品受払簿に関して

ア 現金出納簿が作られていない

- 事業の実施に当たり、資金前渡を受けて現金を保管していたが、現金出納簿を作成していないものがあった。

イ 物品受払簿が作られていない

- 金券類である切手や配付用記念品としてお買物券を購入しているが、物品受払簿を作成していないものがあった。

(6) 学校徴収金に関して

ア 契約関係書類が整っていない

- 教材費等の消耗品の購入契約で見積書を徴取していないものがあった。また、教材費の購入契約や社会科見学のバス借上げにおいて、予定価格が 10 万円を超えているにもかかわらず、複数業者から見積書を徴取していないものが見られた。
- 給食の食材の納入業者を決定するに当たり業者選定委員会の議事録を作成していないものがあった。
- 修学旅行の契約において「仕様書」及び「契約書」を作成していないものがあった。

イ 支出事務が適正でない

- 教材費等の購入において、請求から支払までに数箇月を要しているものがあった。
- 納品書や請求書の日付を不適切に修正しているものがあった。

ウ その他

- 学校徴収金に係る決算において、学校徴収金事務取扱規程に基づく監査員の選任が適正に行われていないものが複数の学校で見られた。

(7) その他

ア 週休日の振替等命令が適正でない

- 非常勤職員の週休日の振替命令は、1 日単位で行うことになっているが、半日単位で行っているものが複数あった。

イ 収納金の振込処理が適正でない

- 収納金は、少額なもので毎日振り込むことが不適當と認める場合、3 万円に達するまでの金額をまとめて振り込むことができるが、3 万円を超えてい

るものがあった。

ウ 納期限が守られていない

- 学校設備使用料は、使用前に納めなければならないが、使用後に納められているものがあった。
- 使用料の納付期限は、法令等の定めがある場合を除いて調定日から20日以内に定めることとなっているが、20日を超えているものが見られた。

エ 非常勤職員の時間外命令が適正でない

- 非常勤職員の時間外勤務は、当該週の勤務時間の合計が38時間45分を超えない範囲で、やむを得ない場合に限り認めることになっているが、時間を超えて命令しているものがあった。

オ 時間外勤務手当の支給がされていない

- 週休日の振替命令による時間外勤務手当の支給が、されていないものがあった。

カ 物品の貸付手続が適正でない

- 特別整理備品において、貸付けの手続がされずに貸し付けられているものがあった。

キ 物品の管理が適正でない

- 備品の所在が、確認できないものがあった。

ク 使用料等の管理が適正でない

- 徴収金の管理において、適切に行われていないものがあった。

2 まとめ

定期監査の結果、財務に関する事務及び財産の管理状況並びに学校徴収金に係る出納事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

財務に関する事務及び財産の管理状況に学校徴収金に係る出納事務を加えた定期監査全体における事務処理に改善を要する事例は85件と、昨年度の51件から34件増加した。しかしながら、「業務委託契約等で、個人情報に関する誓約書等の書類が提出されていない。」という事例が17件、「非常勤職員等の週休日の振替命令により、1か月の勤務日数を超えている。」という事例が14件で、この二つの事例を除くと、その数は54件となり、ほぼ昨年度並みの件数となっている。

この二つの事例の増加については、平成28年度から業務委託契約書の一部を変更したことや非常勤職員等の勤務日数に関する整理がなされたことが関係していると思われるが、各所管においては、契約書や非常勤職員制度の内容を十分確認しながら事務処理を行われたい。

あわせて、経理課及び職員課においては、契約書における個人情報や非常勤職員の勤務日数に関する取扱いの全庁的な統一の周知徹底を図られたい。非常勤職員については、区政を運営する上で、大きな戦力となっている現状を踏まえた取扱いを検討されたい。

事務処理に改善を要する事項を減少させ、より適正な事務処理を推進していくために、例えば、事務処理に改善を要する事項である旨を各所管に周知・徹底するとともに、その後、どう改善を図ったかということを次年度の監査の際に報告する仕組みを整えたり、研修においては、監査で改善を要するとされた事例を基にして、ワークショップ形式の手法を取り入れたりといった取組もあって、一昨年度の165件といった事務処理に改善を要する膨大な事例数ではなくなった。

しかし、一方で、例えば、事案決定において必要な協議がされていない事例や、契約締結において仕様書等の記載内容が適正でない事例等、改善を要する初歩的な事例が今年度も見られた。事務を直接担当する職員やその決定に関与する職員は、今一度注意深く事務処理をチェックするよう努められたい。

学校徴収金に関しては、契約関係書が整っていない事例等が見られたが、いわゆる私費会計である学校徴収金に関しても、会計事故を未然に防止し、保護者への説明責任を果たすためにも、「学校徴収金事務取扱規程」に沿って、引き続き適正な管理運営に努められたい。

また、今回の監査対象ではない学校等においても、他の学校等の改善を要する事例を参考にして、自校の日常の事務執行を見直す機会とされたい。

平成29年度は、職員による生活保護費の着服という事件が発生した。その事件を受けて会計管理部では、「公金等の取扱いに関する緊急点検」を全庁的にを行い、公金の管理に関する一層の注意喚起を促したということである。各所管においては、今後も公金等の取扱いに関する点検を自主的に遂行されたい。

適正な事務処理は、区政に対する区民の信頼を得る上で必要不可欠である。各部局等におかれては、区政は、区民の収める税金を原資として、運営されているということを改めて念頭に置き、更なる事務執行の適正化・効率化に努められたい。

別表 1

所 管		監査委員監査実施日	事務監査実施日
1	総務企画部	総務企画課	4月7日
		男女平等推進センター	4月12日
		財政課	4月11日
2	区政広報部	秘書課	4月7日
		広報課	4月13日
3	管理部	経理課	4月14日
		職員課	4月14日
		営繕課	4月21日
		情報システム課	4月18日
4	区民生活部	区民課	4月18日
		戸籍住民課	6月2日
		区民施設課	6月7日
		町屋区民事務所	4月18日
		税務課	4月18日
		防災課	4月24日
		生活安全課	4月24日
5	地域文化スポーツ部	文化交流推進課	6月22日
		生涯学習課	6月23日
		スポーツ振興課	6月27日
		ゆいの森課	6月22日
		地域図書館課	6月22日
		尾久図書館	6月26日
6	産業経済部	産業振興課	6月27日
		経営支援課	6月27日
		就労支援課	6月27日
		観光振興課	6月30日
7	環境清掃部	環境課	6月26日
		清掃リサイクル課	6月30日
		荒川清掃事務所	6月30日
8	福祉部	福祉推進課	5月8日
		生活福祉課	5月8日
		高齢者福祉課	5月10日
		介護保険課	6月28日
		障害者福祉課	5月10日
		心身障害者福祉センター	5月16日
		国民年金課	5月17日
9	健康部	生活衛生課	7月3日
		健康推進課	7月3日
		保健予防課	7月4日

所 管		監査委員監査実施日	事務監査実施日	
10	子育て支援部	子育て支援課	6月12日	6月8日
		児童青少年課	6月16日	6月6日
		保育課	6月14日	6月13日
		荒川遊園課	6月14日	6月14日
		子ども家庭支援センター	6月12日	6月12日
11	防災都市づくり部	都市計画課	7月10日	7月10日
		防災街づくり推進課	7月10日	7月12日
		施設管理課	7月11日	7月15日
		道路公園課	7月18日	7月19日
		建築指導課	7月11日	7月20日
12	会計管理部	会計管理課	10月27日	10月27日
13	教育委員会事務局	教育総務課	5月1日	5月1日
		教育施設課	4月28日	4月26日
		学務課	4月26日	4月27日
		指導室	5月1日	5月2日
		教育センター		4月28日
14	選挙管理委員会事務局		12月6日	12月8日
15	監査事務局			10月18日
16	区議会事務局		12月6日	12月6日
17	保育園	荒川保育園		9月7日
		原保育園		9月7日
		西尾久みどり保育園	9月11日	9月11日

別表 2

学 校 名 等	監査委員監査実施日	事務監査実施日
瑞光小学校		11月20日
第二瑞光小学校	11月20日	11月20日
第六瑞光小学校		11月6日
第二峡田小学校	10月31日	10月31日
第四峡田小学校		10月31日
尾久小学校		11月13日
大門小学校		11月16日
第一日暮里小学校		11月16日
第三中学校	11月13日	11月13日
第九中学校	11月24日	11月24日
原中学校		11月27日
南千住第二幼稚園		11月27日
尾久第二幼稚園	11月30日	11月30日